

◆ 交通機関のストライキ・台風時の授業・試験の取り扱い

交通機関のストライキおよび台風等におけるスクーリング授業および単位修得試験の取り扱いについては次のとおりです。

1. スクーリング授業

- (1) 阪急電鉄・西日本旅客鉄道（大阪～京都間）のいずれかが午前6時の時点でストライキを決行している場合は、終日休講とする。ただし、ストライキが解除された場合の授業の取り扱いは次のとおりとする。

ストライキ解除時刻	授業開始講時
午前6時00分までに解除	平常どおり
午前6時01分から午前10時00分までに解除	3講時から
午前10時01分以降に解除	終日休講

- (2) 大阪府・京都府南部・兵庫県南部のいずれかに午前6時の時点で暴風警報あるいは特別警報が発表された場合は休講とする。

ただし、発令されている暴風警報あるいは特別警報が解除された場合の授業の取り扱いは次のとおりとする。

暴風警報解除時刻	授業開始講時
午前6時00分までに解除	平常どおり
午前6時01分から午前10時00分までに解除	3講時から
午前10時01分以降に解除	終日休講

なお、授業開始後に暴風警報あるいは特別警報が発表された場合は、本学の判断により措置する。

- (3) 休講となった場合は、原則として予備日に補講（試験を含む）を実施する。

2. 単位修得試験

- (1) 試験場のある都道府県内において、午前6時の時点で交通機関がストライキを決行している場合は、その試験場の試験を実施しない。
- (2) 試験場のある都道府県内において、午前6時の時点で暴風警報あるいは特別警報が発表されている場合は、その試験場の試験を実施しない。
- (3) (1)または(2)の理由により中止となった試験については、再試験を実施しない。

3. その他

上記の理由以外にスクーリング授業および単位修得試験に支障をきたす事態が発生した場合は、本学の判断により措置する。